

## カトリック大和八木教会小教区評議会規約

### 第1条 名称

この会は「カトリック大和八木教会小教区評議会」と称する。以下、評議会と略す。

### 第2条 目的

評議会は、小教区がカトリックの普遍教会及び京都司教区の考え方と方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体にするために設置する。

### 第3条 主宰

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。  
場合により、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

### 第4条 構成

評議会の評議員は、次の者によって構成する。  
信徒の代表として選出された役員 4名、各部会の代表者 1名。  
評議会が認めるその他の任意団体などの代表者。

### 第5条 会議

①評議会は、ブロック担当司祭団の諮問機関として定期的に開催する。  
②評議会は 2 カ月に 1 回開催し、主宰者の判断により臨時に開催できる。

#### 2) 司会

①評議会の司会・進行役は役員があたる。

#### 3) 書記

①書記は審議事項を確實に記録し、役員に提出する。

### 第6条 審議事項

- ① 宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成、およびその方針に基づく年間行事の決定。
- ② 司祭団が諮問する事項。
- ③ 奈良ブロック会議からの審議事項と提案事項。
- ④ 部会、委員会、地区会などのグループもしくは個人からの提案事項。
- ⑤ 小教区の予算、実施、決算の承認、及び予算外の支出の承認。
- ⑥ 小教区の運営全般に関する事項。

- ⑦ 共通部会（教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部）以外の部会の設置・改変及び活動に関する事項。
- ⑧ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑨ その他の重要事項。

## 2) 審議事項の提出

審議事項は、会議が開催される 1 週間前に役員に提出する。

## 3) 審議決定と承認

- ①出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして結論を出す。  
決定事項はブロック担当司祭団の承認を経て実行する。
- ②書記は評決に参加しない。
- ③評決は多数決とする。
- ④書記は議事録を作成し、役員はこれを承認して司祭団に提出する。  
議事録に無い事項は無効であり、次回以降の審議扱いとする。

## 第7条 役員

- ① 役員は教会運営に奉仕する信徒の代表者である。
- ② 定数は 4 名とし、毎年半数を改選する。
- ③ 役員の任期は 2 年とする。
- ④ 任期の途中に交代するときは、前任者の残りの期間とする。
- ⑤ 選挙権は、小教区に在籍し、選挙実施年に満 20 歳以上の信徒、  
被選挙権は、小教区に在籍し、選挙実施年に満 20 歳以上満 79 歳以下の信徒  
が有する。
- ⑥ 選出は、司祭団・信徒で共に行うことを基本とし、立候補を含め、選挙によって  
選出し、ブロック担当司祭団が任命する。
- ⑦ 選出にあたっては、選挙管理委員会を設置する。
- ⑧ 役員は部会の代表を兼ねることはできない。

## 2) 役員の任務

- ①役員は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧のチームと  
なって、小教区全体の運営について調整する。
- ②評議会の会議の準備と議事運営をする。
- ③小教区の代表として奈良ブロック会議に派遣される。

## 第8条 部会

- 1) 評議会で決定された方針に従って、信徒全員がいずれかの部会に加入し、活動する執行機関として、「教育部」「典礼部」「施設管理部」「財務部」「社会活動部」を設置する。
- 2) 1名ないし2名の代表者を選出し、部会をまとめる。
- 3) 代表者の任期は1年とし、再任することができる。
- 4) 代表者1名を「評議員」として「評議会」に派遣する。
- 5) 各部会の分掌事項は別に定めて公示する。
- 6) 尚、財務部員に関しては業務の性格上、担当司祭団と役員が協議し、担当司祭団が任命するものとする。

## 第9条 任意団体

第8条の「部会」とは性格を異にした「任意の団体」を設けることができる。

## 第10条 小教区総会

- 1) 「小教区評議会」で決定され、司祭団によって承認された事項についての信徒への周知及び信徒が小教区運営について自由に意見を述べることのできる機会として、信徒全員が参加する大和八木教会小教区総会を行う。
- 2) 「小教区総会」は、ブラック担当司祭団が招集する。
- 3) 開催は年1回とするが、必要に応じて開催ができる。

## 第11条 個人情報の管理

台帳管理、維持費、献金取扱者は、個人情報の散乱に留意し、完全な守秘義務を負う。

## 第12条

会計監査を司祭団の指名により複数名を置く。

付則 本規約の制定、変更は教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

本規約改正の教区司教の認可 2014年11月19日 発効 2015年1月1日

本規約改正の教区司教の認可 2023年8月28日 発効 2023年9月1日

+ハラニイ大喜

